

B P R（業務改革）伴走型支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、第4次呉市行政改革実施計画において、基本目標「新たな時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる市役所の実現」を掲げ、行政事務の業務プロセスを可視化し、非効率な部分を洗い出し、具体的な見直しを行うB P R（業務改革）に取り組むことにより、多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応できる効率的な行政システムの確立を目指すこととしている。

本実施要領は、本市におけるB P Rを効果的に推進するための助言・支援を外部の専門事業者に委託するB P R（業務改革）伴走型支援業務（以下「本業務」という。）に係る企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

B P R（業務改革）伴走型支援業務

(2) 業務実施場所

広島県呉市中央4丁目1番6号ほか

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

(4) 業務内容

別添「B P R（業務改革）伴走型支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

(5) 提案上限額

88,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（内訳） 令和5年度 0円

令和6年度 53,000,000円

令和7年度 35,000,000円

※提案上限額を超えた提案は受け付けない。

※提案上限額は本仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

※各年度に完了した業務については、当該完了年度ごとに支払うこととし、その支払上限額は上記内訳のとおりとする。

3 スケジュール

プロポーザル実施要領の公告	令和6年1月19日（金）
質問の受付期限	令和6年1月26日（金）17時まで
質問への回答期限	令和6年2月2日（金）
参加申込関係書類の提出期限	令和6年2月9日（金）17時まで
提案書等の提出期限	令和6年2月14日（水）17時まで
優先交渉権者選定委員会の開催	令和6年2月29日（木）～3月4日（月）のいずれか1日
優先交渉権者の選定結果通知	令和6年3月6日（水）～3月12日（火）のいずれか1日

※上記スケジュールは変更する場合がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本実施要領の公告の日から参加申込関係書類提出日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人に呉市税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。
- (5) 国（特殊法人等を含む。）又は人口20万人以上（住民基本台帳による令和5年3月31日時点の人口）の地方公共団体に対して、仕様書の「5 業務内容」のうち、(1), (3), (5)のいずれかの業務を受託した実績（以下「本業務と類似の業務受託実績」という。）が2団体以上あること。
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に定める暴力団と関係する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式第1号）により、令和6年1月26日（金）17時まで（必着）に、電子メールにて「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載するE-mailアドレス宛に提出するとともに、送信確認の電話をすること。

なお、メールのタイトルは「質問書（業者名）BPR（業務改革）伴走型支援業務」とすること。

(2) 質問への回答

令和6年2月2日（金）までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、本市のホームページにおいてもその内容を公開する。なお、質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、本実施要領及び仕様書の内容の修正又は追加とみなす。必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加して本市のホームページに公開するので必ず確認すること。

質問受付の期限を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、本プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 参加申込関係書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に示す参加申込関係書類一覧表のAからKまでを提出すること。ただし、本市の「令和3～令和6年度物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿」に登録されている者は当該一覧表のAからOまでを提出することとする。

(1) 参加申込関係書類一覧表

	書類名	様式等	正本	副本
ア	参加申込書兼誓約書	様式第2号	○	
イ	会社概要	任意書式 会社名, 住所, 設立年月, 代表者名, 資本金, 従業員数等を記載すること。 会社のリーフレット等でも可とする。	○	
ウ	滞納がないことの証明書	[国税] 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 [市税] 滞納のない証明書 (いずれも提出日前3か月以内に作成されたもの) (いずれも写し可)	○	
エ	事業実績一覧表及びその添付書類	様式第3号 本業務と類似の業務受託実績を記載すること。正本には契約書及び仕様書の写しを添付すること。	○	
オ	暴力団と関係する者でないことの誓約書兼同意書	様式第4号	○	
カ	登記記載事項証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。 (写し可)	○	
キ	印鑑証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。 (写し可)	○	
ク	財務諸表	任意様式 貸借対照表及び損益計算書の写し(直前期1事業年度分)	○	

(2) 提出手続

提出期限 令和6年2月9日(金) 17時まで(必着)

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出部数 正本1部

提出方法 持参又は郵送(送受履歴が追跡可能な方法に限る。)

持参による受付は, 閉庁時を除く9時から17時までとし, 電話連絡の上, 持参すること。

なお, 本市が参加資格要件を満たさないと判断した場合は, その旨を通知する。

(3) 参加辞退

参加申込関係書類の提出後に辞退する場合は, 提案書の提出期限までに, 必ず辞退届(任意様式)を書面で提出すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出する書類は, 次に示す提案書等一覧表のアからウまでとし, 原則として日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙を縦に使用した上で, 横書きで2穴ファイル等に編冊して, 1部は提案者名を記載した正本(同表のア~ウ), 15部は提案者名(略称やロゴマーク等を含む)を記載していない副本(同表のイ及びウ)として提出すること。

また、正本と副本のデータをPDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。

<提案書等一覧表>

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案書送付書	様式第5号	○	
イ	提案書	任意書式（頁番号を付すこと） 「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」に示す評価項目の順序、内容により漏れなく作成すること。この場合において、目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。 ※応募者が5者を超える場合は、令和6年2月21日（水）までに書類審査を行い、プレゼンテーションに進める事業者は上位5者とする。結果については、令和6年2月22日（木）17時までに応募事業者へ連絡を行う。	○	○
ウ	見積書及びその添付書類	様式第6号 A4判。算出根拠を記した資料（任意書式）も合わせて添付すること。	○	○

(2) 提出手続

提出期限 令和6年2月14日（水）17時まで（必着）

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出方法 持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとする。

なお、電話連絡の上、持参すること。

受付通知 提案書等の提出後、提案書等受付通知を送付する。

(3) 提出書類の変更、返却等

提出書類は、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。また、提出書類は提案者に返却しない。

8 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

提案書等の評価については、BPR（業務改革）伴走型支援業務事業者選定委員会が次の評価項目に沿って提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う。

項番	評価項目	評価の視点	配点
1	本業務に対する基本的な考え方	業務目的及び業務内容を的確に把握・理解し、本市の方針に沿う提案内容となっているか。	5
2	本事業の推進に係るマネジメントの支援	本業務を円滑に遂行できる組織体制（有識者・経験者の配置等を含む）及びスケジュールとなっており、マネジメントの支援が適切に行われる内容となっているか。	10
3	研修の実施	BPRの基本事項や必要性等の説明すべきと考えられる項目が提案されており、職員の意識改革に十分かつ効果的な研修が実施されることとなっているか。	10
		業務フロー図の作成・修正の技術習得のために説明すべきと考えられる項目及び習得手法について提案されており、職員の技術習得に十分かつ効果的な研修が実施されることとなっているか。	10
4	現行の 庁内業務調査支援	調査の内容、実施方法が的確かつ現実的な内容となっているか。	20
		調査に回答する担当課職員の負担が少なくなる等、効率的かつ現実的な実施方法となっているか。	20
		調査票の整理・集計・分析の手法が的確かつ効率的な実施方法となっているか。	10
5	見直し対象業務の 選定支援	各課の個別業務の今後の方向性を確認するためのヒアリング手法が的確かつ効率的な方法となっているか。	10
		見直し対象業務の候補抽出手法が的確かつ効率的な方法となっているか。	20
		ヒアリング及び今後の方向性の検討に対応する担当課職員の負担が少なくなるように、効率的かつ現実的な内容となっているか。	20
6	現行業務 フローの作成・ 業務の見直し支援	業務フロー図の作成について、誰が見ても分かりやすく、効率的な作成・修正が行える手法が提案され、効果的な作成の支援が期待できるものとなっているか。	20
		業務手順の見直しやデジタルツールの活用など、具体的な改善手法の提案が期待できるものとなっているか。	30
7	独自提案	仕様書に記載する業務内容に加え、本事業の効果的な推進に資する独自提案があるか。	10
8	価格の妥当性	5点×（最低見積額※／提案見積書） 小数点第1位以下四捨五入 ※この募集で提案された各見積額のうち一番低いもの	5
合 計			200

(2) プレゼンテーション

提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）は、次に示すプレゼンテーションを行う。

実施場所 呉市役所本庁舎会議室（予定）

実施日時 令和6年2月29日（木）～3月4日（月）のいずれか1日

※場所及び時間は、別途通知する。

実施方法 提案者ごとに提案内容の説明（準備5分、発表25分、質疑15分）予定

その他

- ・提案書に記載のない新たな提案は認めない。
- ・本実施要領「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」を踏まえた内容を説明すること。
- ・パワーポイント等のプレゼンテーションソフトや、インターネットの利用も可能とするが、必要な機器等は提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は、4名以内とすること。
- ・パソコンの持込み利用は可能とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。
- ・Zoomを用いたオンラインでの説明も可能とする。

(3) 優先交渉権者の選定

ア 選定委員が採点する各項目の評価点を合計した点数が1番高い提案者（1位）を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とする。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点が高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定する。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

ウ 各評価項目の評価点を合計した点数が配点を合計した点数の6割に満たない場合は失格とする。

(4) 選定結果の通知

令和6年3月6日（水）～3日12日（火）のいずれか1日に提案者へ文書で通知する。

また、優先交渉権者については当該交渉権者の名称及び評価結果を、次点交渉権者については評価結果を本市のホームページに掲載する。

9 契約手続等

(1) 本市は、選定された優先交渉権者と協議し、必要に応じて提案内容の変更・修正を行い、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

(2) 本市と優先交渉権者において本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により本業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と再度協議を行う。

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載が認められる場合又は重大な瑕疵等が判明した場合、決定を取り消すものとする。

10 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) 提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。

(3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることがで

きるものとする。

- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申出による公開を原則行う。
- (5) 本市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6) 提案者が、参加申込関係書類提出の日から優先交渉権者の決定日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
 - ア 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - イ 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (7) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市総務部行政改革デジタル推進第2課が、その対応を決定する。

1 1 本業務に関する問合せ窓口

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市総務部行政改革デジタル推進第2課

電話番号 0823-25-3258

E-mail gyodigi-2@city.kure.lg.jp